



# 2023年漁業センサス 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）



## 記入の仕方

調査票をご記入いただく前に、こちらをよくお読みください。

### 提出期限

- ◆ 令和5年〇〇月〇〇日までにインターネットまたは郵送によりご回答ください。

### 記入上の注意点

- ◆ 調査票の設問は、以下について記入する箇所があります。
  - 令和5年11月1日現在
  - 過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日までの1年間）
- ◆ 数字は、1マスに1つずつ、算用数字で枠からはみ出さないように右づめで記入してください。
- ◆ 該当のある項目のみ記入してください。該当がない場合の「-」や「0」の記入は不要です。

### インターネットでも回答いただけます

- ◆ この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆ インターネットでは、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレットが必要です。
- ◆ インターネットでは、下記のURLをアドレスバーに入力し、「政府統計オンライン調査総合窓口」にアクセスしてください。  
<https://www.e-survey.go.jp/>  
 ※右上のQRコードからもアクセス可能です。（QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）  
 ※詳しくは同封の「オンライン調査ガイド」をご覧ください。
- ◆ インターネットでは、ログイン用の調査対象者IDとパスワードが必要です。ログイン情報は同封の「オンライン調査システムログイン情報」に記載されています。



記入にあたってご不明点があればこちら

## 2023年漁業センサス コールセンター

受付時間 土日祝日を除く午前〇時～午後〇時

ナビダイヤル：XXXX-XXX-XXX

IP電話などナビダイヤルが繋がらない場合はこちら XX-XXXX-XXXX

※電話には所定の通話料金がかかります。あらかじめご了承ください。

漁業センサスに関する情報はこちら <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

I 漁業経営について

0	1	0	2
---	---	---	---

1

1 過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日）に行った自家漁業の種類を以下の漁業種類からすべて選んでください。

網漁業			はえ縄・釣・その他の漁業			海面養殖（種苗養殖含む）					
底びき網	遠洋底びき網	101	✓	はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	119	✓	魚類養殖	ぎんざけ養殖	134	✓
	以西底びき網	102	✓		近海まぐろはえ縄	120	✓		にじます養殖	135	✓
	沖合底びき網1 そうびき	103	✓		沿岸まぐろはえ縄	121	✓		その他のさけ・ます養殖	136	✓
	沖合底びき網2 そうびき	104	✓		その他のはえ縄	122	✓		ぶり類養殖	137	✓
	小型底びき網	105	✓	遠洋かつお一本釣	123	✓	まだい養殖		138	✓	
船びき網			106	✓	近海かつお一本釣	124	✓		ひらめ養殖	139	✓
まき網	1 そうまき遠洋かつお・まぐろ	107	✓	沿岸かつお一本釣	125	✓	とらふぐ養殖		140	✓	
	1 そうまきその他	108	✓	釣 遠洋・近海いか釣	126	✓	くろまぐろ養殖		141	✓	
	2 そうまき	109	✓	沿岸いか釣	127	✓	その他の魚類養殖		142	✓	
	中・小型まき網	110	✓	ひき縄釣	128	✓	貝類養殖		ほたてがい養殖	143	✓
刺網	さけ・ます流し網	111	✓	その他の釣	129	✓			かき類養殖	144	✓
	かじき等流し網	112	✓	小型捕鯨	130	✓			その他の貝類養殖	145	✓
	その他の刺網	113	✓	潜水器漁業	131	✓	くるまえび養殖	146	✓		
さんま棒受網			114	✓	採貝・採藻	132	✓	ほや類養殖	147	✓	
大型定置網			115	✓	その他の漁業	133	✓	その他の水産動物類養殖	148	✓	
さけ定置網			116	✓				海藻類養殖	こんぶ類養殖	149	✓
小型定置網			117	✓					わかめ類養殖	150	✓
その他の網漁業			118	✓					のり類養殖	151	✓
									その他の海藻類養殖	152	✓
								真珠養殖	153	✓	
								真珠母貝養殖	154	✓	

2

2 上の設問「1」で選んだ漁業種類のうち、販売金額の多かった上位3種類の漁業種類の1から始まる3桁の番号を記入してください。

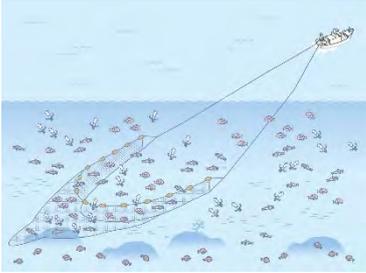
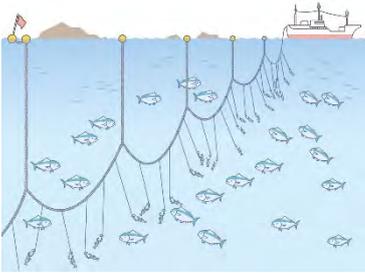
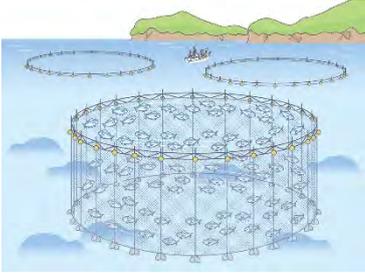
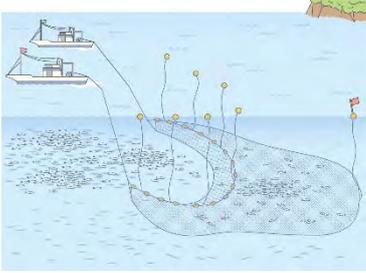
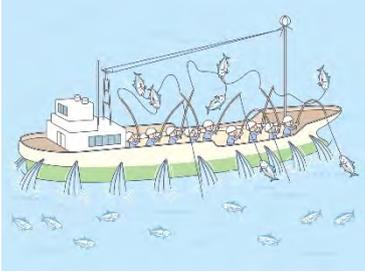
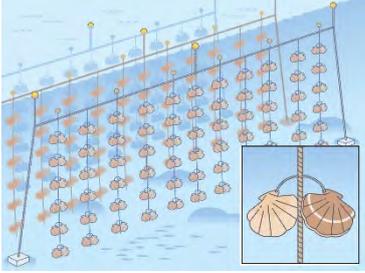
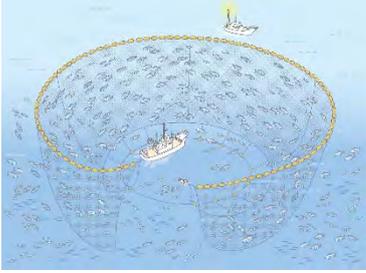
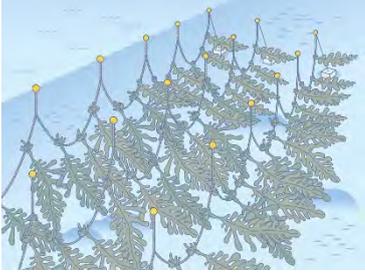
1位	2位	3位
161	162	163
103	139	133

# 記入上の注意

- 漁業種類は、各地域によって様々な名称で呼ばれていますので、別に配布している「漁業種類地方名称一覧」を参考にしてください。
- 漁業を行うためのえさの漁獲や養殖を行った場合も、該当する漁業種類を選んでください。

## 漁業種類例（一部）

1

網漁業	はえ縄・釣・その他の漁業	海面養殖
 <p>底びき網</p>	 <p>はえ縄</p>	 <p>まぐろ類養殖</p>
 <p>船びき網</p>	 <p>かつお一本釣</p>	 <p>ほたてがい養殖</p>
 <p>まき網</p>	 <p>採貝</p>	 <p>わかめ類養殖</p>

2

- 前の設問「1」で選択した「過去1年間に行った漁業種類の1から始まる3桁の番号」の中から選んで記入してください。
- 過去1年間に自家漁業で行った漁業種類が1種類の場合は2位と3位を空欄にします。また、2種類の場合は3位を空欄にします。
- 養殖を行っており、養成期間中のため、過去1年間に出荷していない場合は、養成している水産動植物の販売見込み金額の多い順に記入してください。

0 1 0 3

3 過去1年間に漁獲・収穫した水産物で、**販売金額が多かった上位3種類**の魚種を以下の番号から選んで記入してください。

1位	2位	3位
171	172	173
1	0	1
1	1	3
		6

魚種番号「販売金額が多かった魚種」		
魚類	甲殻類・貝類	その他
01 くろまぐろ	22 いせえび	30 いか類
02 かつお・まぐろ類（くろまぐろを除く）	23 その他のえび類	31 たこ類
03 かじき類	24 ずわいがに・べにずわいがに	32 うに類
04 さけ・ます類	25 その他のかに類	33 なまこ類
05 いわし類	26 あわび類・さざえ	34 こんぶ類
06 あじ類	27 あさり類	35 その他の海藻類
07 さば類	28 ほたてがい	36 その他
08 さんま	29 その他の貝類	
09 ぶり類		
10 ひらめ・かれい類		
11 すけとうだら		
12 その他たら類		
13 ほっけ		
14 あなご類		
15 たちうお		
16 たい類		
17 いさぎ		
18 さわら類		
19 いかなぎ		
20 ふぐ類		
21 その他の魚類		

4 過去1年間に**行った自家漁業の種類**を以下に印字された地方選定漁業種類から**すべて選んで**ください。

なお、何も印字されていない場合は次の設問に進んでください。

漁業種類名		漁業種類名		漁業種類名	
ひき釣り	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
たこつぼ漁	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
沖合たこかご漁業	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
沿岸たこかご漁業	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
いか玉	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
あなごかご	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
しまあじ養殖	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

## 記入上の注意

- 海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収穫していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。
- 過去1年間の漁獲・収穫した水産物が1種類の場合は2位と3位を空欄にします。また、2種類の場合は3位を空欄にします。
- 名称が記載ない場合、魚類であれば「21 その他の魚類」、えび類であれば「23 その他のえび類」、かに類であれば「25 その他のかに類」、貝類であれば「29 その他の貝類」、海藻類であれば「35 その他の海藻類」、これらにも該当しないものを「36 その他」で記入してください。

3

### 質問の多い例

- うなぎ : 21 その他の魚類
- しらうお : 21 その他の魚類
- はまぐり : 29 その他の貝類
- わかめ : 35 その他の海藻類
- くじら : 36 その他
- ほや : 36 その他

4

- 地方選定漁業種類は、都道府県（2つの大海区にまたがる道県はそれぞれの大海区）ごとに設定しており、その漁業種類名が調査票にプリントされています。
- 過去1年間に自家漁業として行ったすべての漁業種類について記入してください。
- 何も記載がされていない場合は、記入不要となりますので次の設問に進んでください。

0 1 0 4

5 過去1年間に漁獲・収穫した水産物とそのうちの海面養殖の**販売金額(消費税込み)**でそれぞれ当てはまるものを一つ選んでください。また、「10億円以上」の場合は金額も記入してください。なお、養殖を行っていない場合は、「うち、海面養殖」の「販売金額なし」を選んでください。

	販売金額なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円～2億円未満	2億円～5億円未満	5億円～10億円未満	10億円以上
販売金額	571	<input checked="" type="checkbox"/>												
うち、海面養殖	572	<input checked="" type="checkbox"/>												

億未満は四捨五入してください。

千億 百億 十億 億

573				
億円				

574				
億円				

6 過去1年間の漁獲・収穫した水産物について、**海外向けの出荷(輸出)**の有無を選んでください。また、海外向けに出荷している販売金額・数量を把握している場合は、すべての水産物の**販売金額に占める割合**を記入してください。

海外向けに出荷していない	583	<input checked="" type="checkbox"/>
海外向けに出荷している	584	<input checked="" type="checkbox"/>
販売金額・数量を把握していない	585	<input checked="" type="checkbox"/>
販売金額・数量を把握している	586	<input checked="" type="checkbox"/>

百 十 一

海外向け(輸出)の割合 586 1 3 %

海外向けに出荷(輸出)しているには、以下のような場合が該当します。

- ①自ら漁獲・収穫した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷(輸出)した場合
- ②自ら漁獲・収穫した水産物を、海外仕向けの出荷(輸出)に関する取り決め(口頭のみを含む)に基づいて漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合

7 過去1年間の漁獲・収穫した水産物の**出荷先**で当てはまるものをすべて選んでください。また、そのうち**出荷額が最も多かった出荷先**を一つ選んでください。

	漁業協同組合の市場または荷さばき所	漁業協同組合以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者・生協	外食産業	消費者に直接販売		その他の出荷先	
						自営の直売所	その他の直売所	その他の方法	その他の方法
すべての出荷先	581	<input checked="" type="checkbox"/>							
出荷額が最も多かった出荷先	582	<input checked="" type="checkbox"/>							

流通業者には、卸売問屋や商社などを含みます。  
 消費者に直接販売とは、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。  
 自営の直売所とは、漁業者自らが運営する直売所が該当します。  
 その他の直売所とは、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します(漁業協同組合の直売所、道の駅など)。  
 その他の方法とは、移動販売やインターネット・電話等により消費者から直接注文を受けて販売した場合が該当します。

## 記入上の注意

### 【共通】

- 10億円以上の場合は、「10億円以上」の欄に記入し、金額も記入してください。

### 【販売金額】

- 遠洋まぐろ漁業など、1年以上の遠洋航海等で、漁獲はあったものの水揚（販売）をしていない場合は、「販売金額なし」に記入してください。

5

### 【うち、海面養殖】

- 養殖を行っていない場合は、「販売金額なし」に記入してください。
- 養殖を行っているものの、養成期間中のため、過去1年間に出荷していない場合は、「販売金額なし」に記入してください。

6

- 海外向けの出荷（輸出）とは、自ら収獲した水産物を、直接海外向けに出荷（輸出）した場合、または海外向けの出荷（輸出）を目的とする貿易商社、卸売事業者、団体等に出荷した場合が該当します。

- 「漁獲・収獲した水産物の出荷先」とは、漁業経営体が直接出荷した相手先をいいます。販売を行っていない場合や収獲を行っていない場合は、出荷予定先を記入してください。

### 用語

流通業者には、卸売問屋や商社などを含みます。

消費者に直接販売とは、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。

7

自営の直売所とは、漁業者自らが運営する直売所が該当します。

その他の直売所とは、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所などであり、漁業協同組合の直売所、道の駅の直売所などが該当します。

その他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

0 1 0 5

8 過去1年間に行った**漁業以外の事業**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。また、漁家民宿を行っていた場合は、過去1年間の実宿泊者数を記入してください。

	水産物の加工	漁家民宿	漁家レストラン	遊漁船業	農業	小売	その他	行っていない
591	<input checked="" type="checkbox"/>							

実宿泊者数				
万	千	百	十	一
592			9	0

実宿泊者数は、1人が2泊3日しても「1人」と数えてください。  
 なお、同一人物が5月に2泊、8月に3泊など、間を空けて2回宿泊した場合は「2人」と数えてください。

9 過去1年間の世帯の収入は、**自家漁業とそれ以外の仕事ではどちらが多かった**ですか。**当てはまるものを一つ**選んでください。

自家漁業の収入のみだった		<input checked="" type="checkbox"/>
自家漁業の収入の方が多かった	711	<input checked="" type="checkbox"/>
自家漁業以外の仕事の収入の方が多かった		<input checked="" type="checkbox"/>

自家漁業の収入には、共同経営や雇われて行った漁業は含みません。  
 自家漁業以外の仕事には、共同経営や雇われて行った漁業、不動産による収入などを含めます。  
 なお、年金や退職金、社会保障制度の給付金等による収入はどちらにも含みません。

10 11月1日現在で**漁業共済、積立ぷらすに加入していますか**。**当てはまるものをすべて**選んでください。  
 なお、どちらも加入していない場合は、「どちらも加入していない」のみを選んでください。

漁業共済に加入している	591	<input checked="" type="checkbox"/>
積立ぷらすに加入している	592	<input checked="" type="checkbox"/>
どちらも加入していない	593	<input checked="" type="checkbox"/>

11 11月1日現在で**取得している水産エコラベル認証**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。  
 なお、いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみを選んでください。

MEL (日本; 漁業・養殖)	601	<input checked="" type="checkbox"/>
MSC (英国; 漁業)	602	<input checked="" type="checkbox"/>
ASC (オランダ; 養殖)	603	<input checked="" type="checkbox"/>
BAP (アメリカ; 養殖)	604	<input checked="" type="checkbox"/>
Alaska RFM (アラスカ; 漁業)	605	<input checked="" type="checkbox"/>
GLOBAL G.A.P. (ドイツ; 養殖)	606	<input checked="" type="checkbox"/>
いずれの認証も取得していない	607	<input checked="" type="checkbox"/>

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるような商品にラベルを表示する仕組みです。

## 記入上の注意

8

- 「水産物の加工」とは、水産物を用いて加工している事業をいいます。ただし、原料となる水産物が自家生産物、または自家生産物以外の場合でも、加工製造するための作業場や加工場を有するものに限りません。
- 「漁家民宿」とは、旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。
- 「漁家レストラン」とは、自ら生産した水産動植物を、使用の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、代金を得ている場合をいいます。
- 「漁家民宿」を行っていた場合は、「実宿泊者数」に宿泊した人数を記入してください。同一人物が2泊3日で民宿を連泊利用した場合は「1人」と数えます。ただし、同一人物が間を空けて2回宿泊した場合は「2人」と数えます。

9

- 過去1年間の世帯の収入を自家漁業とそれ以外に分けたときに当てはまるものを選んでください。
- 世帯の収入は、経営主のみではなく、他の世帯員の収入も含めて考えます。
- 年金や退職金、社会保障制度の給付金等による収入はどちらにも含みません。

10

- 漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的に全国漁業共済組合連合会が実施する共済事業をいいます。
- 漁業共済には、採貝・採藻、漁船漁業、定置網が対象となる「漁獲共済」、養殖魚等が対象となる「養殖共済」、「特定養殖共済」、養殖施設や漁具が対象となる「漁業施設共済」があり、これらに加入している場合に記入してください。
- 採貝・採藻、定置網の場合は、漁協が契約する場合や集団で加入する場合があります。
- 積立ぐらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」に基づき、計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象に、全国漁業共済組合連合会が漁業者の積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいいます。

11

- 水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みです。

<水産エコラベル例>

 MEL 日本; 漁業・養殖	 MSC 英国; 漁業	 ASC オランダ; 養殖	 BAP アメリカ; 養殖	 Alaska RFM アラスカ; 漁業	 GLOBAL G.A.P. ドイツ; 養殖
---	--	--	---	---	---

- 漁協などの団体単位として取得している認証も含めて記入してください。
- いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみに記入してください。

水産エコラベル認証とは

GSSI(Global Sustainable Seafood Initiative)から承認された水産エコラベルの認証スキームをいいます。



## 記入上の注意

- 自家漁業の漁業従事日数には陸上作業または海上作業を行った日数を記入してください。陸上作業と海上作業の内容は、それぞれ次のとおりです。

陸上作業	海上作業
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。）</li> <li>➢ 漁具や食料品の積み込み作業</li> <li>➢ 出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機</li> <li>➢ 餌の仕入れ、調餌作業</li> <li>➢ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業</li> <li>➢ 貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめの乾燥作業</li> <li>➢ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業</li> <li>➢ 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く）</li> <li>➢ 自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 漁船漁業においては、海上でのすべての作業</li> <li>➢ 地びき網漁業においては、海上でのすべての作業及び陸上での引き子の作業</li> <li>➢ 採貝、採藻</li> <li>➢ 海上施設における養殖の場合は、海上でのすべての作業</li> <li>➢ 陸上施設における養殖の場合は、以下の作業               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 採苗、飼育に関わる養殖施設でのすべての作業</li> <li>✓ 養殖施設の掃除</li> <li>✓ 池及び水槽の見回り</li> <li>✓ 給餌作業（ただし、餌料配合作業は陸上作業）</li> <li>✓ 収獲物の取り上げ作業</li> </ul> </li> </ul>

13

- 海上作業日数は次のとおり数えます。なお、遊漁船業は含みません。
  - ① 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
  - ② 1航海が1夜の場合（夕方出港し、翌朝入港した場合）は1日とします。
  - ③ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。

- 「⑩日数の多かった方」は、どちらか多かった方を選んで記入してください。
- 「⑪最も日数の多かった仕事」は、選択肢の中から多かったものを一つ選んで記入してください。
- ⑫～⑭は、当てはまるものすべてに記入してください。

14

### 用語

共同経営とは、2人以上(法人を含めます。)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいいます。共同経営で働いているが、出資をしていない場合は、共同経営に雇われているとし、⑰欄に記入してください。

0 1 0 7

経営方針の決定に関与したとは、次のいずれかに携わることを行います。雇用の決定・管理、出荷先、漁業種類の選定・操業計画、養殖種類の選定・規模、資金調達、漁船装備・養殖施設などの投資。

過去1年以内に漁業を初めたとは、新たに漁業を始めた人、過去に漁業に従事していて再び漁業に戻ってきた人、他の仕事の主であったが漁業が主となった人をいいます。

過去1年間にした仕事について										
⑩ 10月下旬に自家漁業の海上作業	⑪ 自家漁業の陸上作業	⑫ 過去1年以内に漁業を始めた	⑬ うち、今年の3月に卒業した	⑭ 自家漁業以外の自営業をした	⑮ 共同経営の漁業の仕事をした	⑯ 雇われて漁業の仕事をした	⑰ 雇われて漁業以外の仕事をした	⑱ 日数が最も多かった仕事		
								多日数が多かった方	他の仕事	
								自家漁業	他の仕事	
該当するもの全て							いずれか			
<input checked="" type="checkbox"/>	1									
<input checked="" type="checkbox"/>	2									
<input checked="" type="checkbox"/>	1									
<input checked="" type="checkbox"/>										
<input checked="" type="checkbox"/>										
<input checked="" type="checkbox"/>										

記入番号「最も日数の多かった仕事」

- 1 自家漁業
- 2 自家漁業以外の自営業
- 3 共同経営の漁業の仕事
- 4 雇われて漁業の仕事
- 5 雇われて漁業以外の仕事

2 11月1日現在の住居および生計をともにする世帯員の人数を記入してください。

15

	男	女
	701	702
すべての世帯員	3	3
うち、満14歳以下の世帯員	1	1

3 11月1日現在ですでに漁業に従事している自家漁業の後継者はいますか。当てはまるものを一つ選んでください。

16

後継者はいる	<input checked="" type="checkbox"/>
後継者はいない	<input checked="" type="checkbox"/>

ここでいう後継者とは、以下のすべてが当てはまる人です。

- ① 満15歳以上
- ② 過去1年間に漁業を行った人(自家漁業以外の漁業も含む)
- ③ 自家漁業を継ぐ予定の人

なお、同居している、同居していないは問いません。

## 記入上の注意

15

- 「世帯員」とは次のような人をいいます。
  - ① 住居と生計を共にしている人
  - ② 出稼ぎや遊学等で家を離れているが、不在期間が1年未満の人。なお、漁船を含め船舶の乗組員については、不在期間が1年以上であっても、世帯員に含めます。
  - ③ 住み込みの雇い人で、1年以上経過した人（経過見込みの人も含めます。）

16

- ここでいう「後継者」とは、以下のすべてが当てはまる人です。
  - ① 満15歳以上
  - ② 過去1年間に漁業を行った人（自家漁業以外の漁業も含む）
  - ③ 自家漁業を継ぐ予定の人
- なお、同居している、同居していないは問いません。

Ⅲ 自家漁業に雇った人について

0 1 0 8

17

1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在で**海上作業に雇っている人数**をそれぞれ記入してください。

なお、世帯員の方は含めません。

また、雇った人がいない場合は、「海上作業に雇った人はいない」のみを選んでください。

		211	
		千	百
		十	一
日本人			3
うち、過去1年以内に漁業を始めた人			1
外国人			
海上作業に雇った人はいない	201		<input checked="" type="checkbox"/>

過去1年以内に漁業を始めた人とは、次の人をいいます。

- ①新たに漁業を始めた人
- ②過去に漁業に従事して再び漁業に戻ってきた人
- ③他の仕事为主であったが漁業が主となった人

外国人には、雇用契約を結んでいる人数を記入します。

海外基地での乗下船による外国人を含みます。  
外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人(雇用関係なし)は含めません。

18

(2) 海上作業に雇っている日本人のうち、過去1年間に**30日以上海上作業を行った人数**を男女別・年齢別に記入してください。

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 歳 以上	合計
	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	221
男		1	2											3
女														

19

2 陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の**陸上作業において、最もさかんな時期に雇った人数**を記入してください。

なお、世帯員の方は含めません。

		千	百	十	一
男	242				
女	243				2
合計	241				2

最もさかんな時期に雇った人数とは、陸上作業に一番多くの人を雇った時期のその人数を指します。雇った人の労働時間や日数は関係ありません。

陸上作業とは、漁業に係る海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のようなものをいいます。

- ①漁船や漁網等の修理・整備(停泊中の漁船内で行った場合を含みます。)
- ②漁具や食料品の積み込み作業
- ③出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ④餌の仕入れ、調餌作業
- ⑤真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
- ⑥貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめなどの乾燥作業
- ⑦漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ⑧自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業(ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く)
- ⑨自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

## 記入上の注意

17

- 海上作業の内容は、次のとおりです。
  - 漁船漁業においては、海上でのすべての作業
  - 地びき網漁業においては、海上でのすべての作業及び陸上での引き子の作業
  - 採貝、採藻
  - 海上施設における養殖の場合は、海上でのすべての作業
  - 陸上施設における養殖の場合は、以下の作業
    - ✓ 採苗、飼育に関わる養殖施設でのすべての作業
    - ✓ 養殖施設の掃除
    - ✓ 池及び水槽の見回り
    - ✓ 給餌作業（ただし、餌料配合作業は、陸上作業）
    - ✓ 収獲物の取り上げ作業
- 雇用契約を結んで漁業の海上作業に従事している外国人の数を記入してください。
- 海外基地で乗下船する者や外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人（雇用関係なし）は含めません。

### 用語

外国人技能実習制度とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づく制度で講習終了後、実習を始める際に、雇用関係を結ぶ必要があります。制度の仕組み上、漁業及び養殖業において技能実習生を受け入れることが出来る職種は限定されています（かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網、刺し網漁業、定置網、かに・えびかご漁業、ほたてがい・まがき養殖作業）。

18

- 海上作業のために雇った人のうち、日本人について、過去 1 年間に 30 日以上海上作業に従事した人を、男女別・年齢区分別に人数を記入してください。

19

- 陸上作業が最もさかんな時期に、陸上作業のために雇った人数を記入してください。なお、外国人も含めます。
- 陸上作業の内容は、次のとおりです。
  - 漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。）
  - 漁具や食料品の積み込み作業
  - 出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
  - 餌の仕入れ、調餌作業
  - 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
  - 貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめの乾燥作業
  - 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
  - 自家製産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動している場合は除く）
  - 自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

IV 漁船について

0 1 0 9

20

1 過去1年間の漁業に**使用した漁船の種類**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。また、**11月1日現在で持っている漁船の隻数**を記入してください。

	302	<input checked="" type="checkbox"/>	11/1 現在で持っている隻数			隻
			百	十	一	
無動力漁船を使用した	302	<input checked="" type="checkbox"/>				隻
船外機付漁船を使用した	303	<input checked="" type="checkbox"/>			1	隻
動力漁船を使用した	304	<input checked="" type="checkbox"/>				
漁船を使用していない	301	<input checked="" type="checkbox"/>				

使用した漁船とは、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船をいいます。  
持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

複数の無動力漁船に1台の船外機を回つけて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、残りを無動力漁船と数えてください。

2 過去1年間に**使用した動力漁船**の総トン数をすべて記入し、**11月1日現在で持っているか・いないか**を選んでください。また、**11月1日現在で持っている漁船**は、漁船ごとに過去1年間の**出漁日数**、**出漁日数の多かった漁業種類**、**販売金額が多かった漁業種類**を記入してください。

①総トン数	②11/1 現在で持っている		11/1 現在で持って「いる」を選択した場合に記入してください																	
	千	百	十	ト	小	③過去1年出漁日数	出漁日数が多かった漁業種類			販売金額が多かった漁業種類										
							④ 1位	⑤ 2位	⑥ 3位	⑦ 1位	⑧ 2位	⑨ 3位								
401	2	5	3			267	1	0	3	1	1	1	0	3	1	1				
402	21	4	8			22	1		1	1	1	1		1	1	1				
403		4	7			83	1	3	9	1	4	4	1	1	3	9	1	4	4	1
404							1		1	1		1		1		1		1		1
405							1		1	1		1		1		1		1		1

出漁日数とは、  
①1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。  
②1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。  
③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。  
なお、遊漁船業は含みません。

記入番号「出漁日数が多かった漁業種類」「販売金額が多かった漁業種類」					
101 遠洋底びき網	119 遠洋まぐろはえ縄	134 ぎんぎけ養殖			
102 以西底びき網	120 近海まぐろはえ縄	135 にじます養殖			
103 沖合底びき網1 そうびき	121 沿岸まぐろはえ縄	136 その他のさけ・ます養殖			
104 沖合底びき網2 そうびき	122 その他のはえ縄	137 ぶり類養殖			
105 小型底びき網	123 遠洋かつお一本釣	138 まだい養殖			
106 船びき網	124 近海かつお一本釣	139 ひらめ養殖			
107 1 そうまき遠洋(かつお・まぐろ)	125 沿岸かつお一本釣	140 とらふぐ養殖			
108 1 そうまきその他	126 遠洋・近海いか釣	141 くらまぐろ養殖			
109 2 そうまき	127 沿岸いか釣	142 その他の魚類養殖			
110 中・小型まき網	128 ひき縄釣	143 ほたてがい養殖			
111 さけ・ます流し網	129 その他の釣	144 かき類養殖			
112 かじき等流し網	130 小型捕鯨	145 その他の貝類養殖			
113 その他の刺網	131 潜水器漁業	146 くるまえび養殖			
114 さんま棒受網	132 採貝・採藻	147 ほや類養殖			
115 大型定置網	133 その他の漁業	148 その他の水産動物類養殖			
116 さけ定置網		149 こんぶ類養殖			
117 小型定置網		150 わかめ類養殖			
118 その他の網漁業		151 のり類養殖			
		152 その他の海藻類養殖			
		153 真珠養殖			
		154 真珠母貝養殖			

## 記入上の注意

20

- この設問で記入する漁船は、次のとおり記入してください。
  - 使用した漁船：所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船。
  - 持っている漁船：使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船。貸出している漁船は含まない。
- 過去1年間に自己の漁業生産に使用したもので、主船だけでなく灯船、魚群探索船等の付属船も含めます。
- 漁船登録をしても遊漁のみに使用した漁船は含めません。

### 用語

無動力漁船とは、推進機関を付けない漁船のことをいいます。

船外機付漁船とは、無動力漁船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいいます。

動力漁船とは、推進機関を船体に固定した漁船のことをいいます。なお、船内に機関を装備し、甲板端にプロペラを設置する船内外機付漁船については動力漁船に含めます。

21

- この設問は、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船について記入してください。
- 「動力漁船」を6隻以上使用した場合は、調査員から配布される補助票に記入してください。
- 総トン数は、小数点以下第一位より下は切り捨てて記入してください。  
例) 25.38トン→25.3トン

22

- この設問では、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船について記入してください。
- 使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船の場合は、「持っている」に記入してください。貸出している漁船や借りていて返却した漁船などで保有していない場合は「持っていない」に記入してください。

23

- この設問では、「②11/1 現在で持っている」と記入した漁船のみ記入してください。

24

- この設問では、「②11/1 現在で持っている」と記入した漁船のみ記入してください。
- 記入するすべての漁船で「出漁日数が多かった漁業種類」及び「販売金額が多かった漁業種類」が同じ漁業種類であっても、必ず漁船ごとにそれぞれ記入してください。
- 海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収獲していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。

V 海面養殖業について

0 1 1 0

11月1日現在の状況について記入してください。

なお、陸上に設置した水槽で海水を使用して養殖する場合も海面養殖に含まれます。

25

1 魚類養殖について、養殖施設全体の面積と養殖に使用している面積を記入してください。

	No.	養殖施設全体の面積										うち、養殖に使用している面積									
		百万	十万	万	千	百	十	(㎡)	百万	十万	万	千	百	十	(㎡)						
魚類養殖の合計	511					7	0	0													
うち、該当する魚類について記入	ぶり類	512																			
	まだい	513																			
	ひらめ	514					7	0	0					3	0	0					
	うち、陸上水槽	515					1	0	0												
	とらふぐ	516																			
	うち、陸上水槽	517																			
くろまぐろ	518																				

養殖施設全体の面積とは、事務や屋内加工設備などの家屋、駐車場、いけすなどの放養場すべて合算した面積です。  
 養殖に使用している面積とは、魚類を養殖し育てるいけすや水槽などで現在使用している面積です。なお、魚類を放養していないいけすや水槽の面積は含めません。  
 どちらも借りている面積を含めます。

26

2 ほたてがい養殖、かき類養殖について、養殖の方法別に以下の内容を記入してください。

	No.	ほたてがい養殖					単位	かき類養殖					
		万	千	百	十	一		万	千	百	十	一	
いかだ垂下式 簡易垂下式	台数	521					台	531			1	0	台
	1台の平均面積	522					㎡	532			9	0	㎡
はえ縄式	幹縄の長さ	523					m	533					m
地まき式 そだひび式	養殖場の面積							534					㎡

27

3 わかめ類養殖については幹縄の長さを、のり類養殖については施設の面積を記入してください。

わかめ類養殖（幹縄の長さ）							のり類養殖（施設面積）							
百万	十万	万	千	百	十	一	百万	十万	万	千	百	十	一	
541							m	551						㎡

のり類養殖の施設面積は、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。また、潮通しや船通しは含みません。

28

4 真珠養殖、真珠母貝養殖について、かご100吊りを1台に換算したいかだ台数を記入してください。

	No.	百万	十万	万	千	百	十	一	
真珠養殖	561								台
真珠母貝養殖	562								台

調査は以上で終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

## 記入上の注意

- 借り入れているものも含め養殖施設全体の面積と養殖に使用している面積を記入してください。
- 養殖に使用している面積が養殖施設全体の面積を超えることはありません。

### 用語

25

養殖施設全体の面積とは、事務を行う建屋や駐車場、漁具を格納保管する施設などを含めた面積です。

養殖に使用している面積とは、魚類を放養できるいけすなどであり、11月1日現在で魚を放養しているいけすなどの面積です。なお、出荷前などで一時的に魚を入れているだけのいけすや水槽は含めません。

- 種がきとして販売する稚貝を養成した施設も含めて記入してください。

### 用語

26

幹縄とは、海面に水平に張って種糸を支える縄（ロープ）をいいます。

- のり類の養殖において、施設面積は、潮通し、船通しは含めません。また、真上から見たときの1面の養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。

### 用語

27

幹縄とは、海面に水平に張って種糸を支える縄（ロープ）をいいます。

- いかだ台数は、標準かご（0.45m×0.4m×0.15m）100つりを1台として計算した上で記入してください。

### 例

28

- いかだ1台に150かご下げているものが10台ある場合は15台
- いかだ1台に50かご下げているものが10台ある場合は5台

## 令和5年 満年齢早見表

調査票の6ページの「Ⅱ-2」の設問において、出生の年月を記入する際の参考にご利用ください。  
 なお、1月～10月生まれの方（誕生日が過ぎた方）は、年齢欄の数字が現在の年齢となります。  
 11月～12月生まれの方（誕生日が過ぎていない方）は、現在の年齢に1を足した年齢欄の、元号と年を記入してください。

年齢	和暦
15歳	平成20年
16歳	平成19年
17歳	平成18年
18歳	平成17年
19歳	平成16年
20歳	平成15年
21歳	平成14年
22歳	平成13年
23歳	平成12年
24歳	平成11年
25歳	平成10年
26歳	平成9年
27歳	平成8年
28歳	平成7年
29歳	平成6年
30歳	平成5年
31歳	平成4年
32歳	平成3年
33歳	平成2年
34歳	平成元年
35歳	昭和63年
36歳	昭和62年
37歳	昭和61年
38歳	昭和60年
39歳	昭和59年
40歳	昭和58年
41歳	昭和57年
42歳	昭和56年
43歳	昭和55年
44歳	昭和54年

年齢	和暦
45歳	昭和53年
46歳	昭和52年
47歳	昭和51年
48歳	昭和50年
49歳	昭和49年
50歳	昭和48年
51歳	昭和47年
52歳	昭和46年
53歳	昭和45年
54歳	昭和44年
55歳	昭和43年
56歳	昭和42年
57歳	昭和41年
58歳	昭和40年
59歳	昭和39年
60歳	昭和38年
61歳	昭和37年
62歳	昭和36年
63歳	昭和35年
64歳	昭和34年
65歳	昭和33年
66歳	昭和32年
67歳	昭和31年
68歳	昭和30年
69歳	昭和29年
70歳	昭和28年
71歳	昭和27年
72歳	昭和26年
73歳	昭和25年
74歳	昭和24年

年齢	和暦
75歳	昭和23年
76歳	昭和22年
77歳	昭和21年
78歳	昭和20年
79歳	昭和19年
80歳	昭和18年
81歳	昭和17年
82歳	昭和16年
83歳	昭和15年
84歳	昭和14年
85歳	昭和13年
86歳	昭和12年
87歳	昭和11年
88歳	昭和10年
89歳	昭和9年
90歳	昭和8年
91歳	昭和7年
92歳	昭和6年
93歳	昭和5年
94歳	昭和4年
95歳	昭和3年
96歳	昭和2年
97歳	昭和元年
98歳	大正14年
99歳	大正13年

<MEMO>

## ご協力いただきありがとうございました

記入漏れや記入誤りがないか、ご提出前に再度ご確認ください

### 秘密の保護について

- ◆ 農林水産省の職員や調査関係者が、回答内容を他に漏らしたり、課税など統計以外の目的に使用したりすることは「統計法」という法律により厳しく禁じられています。
- ◆ ご提出いただいた調査票や回答データは、厳重に保管されます。

### ご回答内容に関して

- ◆ ご提出いただいた調査票に記入誤りや不明点があった場合は、調査の正確性を期するため、後日回答内容についておたずねする場合があります。あらかじめご了承ください。

ご記入にあたってご不明な点があればコールセンターまでご連絡ください。

○農林水産省-漁業センサスホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>